

6 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた積極的な取組に関する事項

(1) 認定農業者制度の推進

地域農業の将来を担う意欲と能力のあるプロの経営者の育成・確保や地域の主体的な取組が求められている中で、農業経営基盤強化促進法の制定に伴い創設された認定農業者制度は、農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることが期待できることから、市は関係機関・団体と連携し、制度の普及推進に取り組んできた。

今後とも制度の一層の普及推進を図るとともに、農業者が支援策を効率的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることが出来るよう支援していく。また、匝瑳市農業経営改善支援センターを中心に、関係機関・団体が密接な連携を取り、認定農業者や認定志向農業者の指導・支援活動を展開するとともに、5年間の認定期間を満了した者に対して、経営のさらなる発展に向け、農業経営改善計画の実績点検と経営改善に向けた新たな計画の作成・指導等に積極的に取り組むこととする。

(2) 農業経営の法人化の推進

効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが求められている中で、農業経営の法人化は、経営管理能力・資金調達力の向上、就業条件の整備による優れた人材の確保など、多くのメリットが期待されることから、今後とも農業経営の法人化を積極的に推進する。

(3) 新規就農の促進

農家戸数の減少や高齢化が進む中で、時代の変化に対応でき、経営感覚に優れた意欲的な経営が展開できるような、これからの匝瑳市農業を担う後継者や新規参入者を受け入れ、育成・確保していくことが重要である。このことから、国内外における就農研修の実施など、意欲ある後継者の資質向上対策の充実を図り、関係機関との連携を強化し、新規学卒者やUターン就農者に対する支援体制の充実を図る。